

平成十一年農林水産省令第六十八号

犬等の輸出入検疫規則

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律（平成十年法律第百十五号）の施行に伴い、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬の輸出入検疫規則（昭和二十五年農林省令第百三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（犬等の輸入）

第一条 狂犬病予防法（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる動物（以下「犬等」という。）を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなっている日の四十日前までに、別記様式第一号により、次に掲げる事項を動物検疫所に届け出なければならない。ただし、動物検疫所長がこれによりことが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

一 輸入しようとする犬等の種類及び数量

二 輸入の時期及びその場所

三 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 輸入しようとする犬等の性、年齢及び仕出国

五 輸入しようとする犬等の搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名

六 その他参考となるべき事項

2 動物検疫所長は、前項の規定による届出があつた場合において、次条の規定による検疫を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

第二条 犬等を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機の入港又は着陸後遅滞なく、別記様式第二号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

（犬等の輸出）

第三条 犬等を輸出しようとする者は、あらかじめ別記様式第三号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の指示した日時に家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

（検疫の場所及び保留期間）

第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検疫のため、次の表に掲げる区分に従い、検疫に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「保留期間」という。）動物検疫所に保留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検疫を行った場合において、当該検疫に係る犬等の保留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかつているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。

犬等の区分	保留期間
輸入	一 農林水産大臣の指定する地域（以下「指定地域」という。）から直接輸入十二時間以内であつて入される犬等のうち、当該犬等が、狂犬病にかかつていない旨、又は狂犬病にかかつていない旨が、当該地域において過去二年間狂犬病の発生がなかった旨及び当該地域において過去百八日間又はその生産（本邦から輸出された犬等）にあってはその輸出）以来飼養されていた旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が作成されているもの（農林水産大臣の定める方法により、当該証明書がいずれの個体に係るものであるかを識別

するための措置（以下「個体識別措置」という。）が講じられているものに限る。）

二 指定地域から直接輸入される犬等のうち、前号に掲げるものの以外のものであつて、当該犬等が、狂犬病にかかつていない旨、又は狂犬病にかかつていない旨、当該地域において過去二年間狂犬病の発生がなかった旨及び当該地域において飼養が開始された日から本邦へ輸出された日までの継続する期間の日数（以下「輸出前飼養日数」という。）を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）

三 次に掲げる書類が添付されている犬、猫又は犬若しくは猫のうち、当該犬若しくは猫につき次に掲げる書類に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）

イ 狂犬病にかかつていない旨、又は狂犬病にかかつていない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書

ロ 狂犬病の予防注射（農林水産大臣の定める方法によるものに限る。以下「採血日」という。）を受けている旨、本邦に到着する日（以下「到着日」という。）前二年以上以内に採取された血液中の抗体価（農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限り、以下同じ。）が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨前回の採血日から及び当該血液が採取された日（以下「採血日」という。）を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写し

四 狂犬病に感染するおそれのある動物の侵入を防止するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設（試験研究用の動物のみを生産するものに限る。以下「指定施設」という。）から直接輸入される試験研究用の犬又は猫のうち、当該犬又は猫が、狂犬病にかかつていない旨、又は狂犬病にかかつていない旨、指定施設において生産され、過去百八日間又はその生産以来他の施設（当該指定施設内で集団ごと）に区分して飼養されている場合には、当該犬又は猫の属する集団（当該指定施設内で集団ごと）に区分して飼養されておらず、当該犬又は猫の属する集団）への犬又は猫の導入が行われておらず、かつ、当該指定施設に過去二年間狂犬病の発生がなかった旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が

必要と認める時間

作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）	五 その他の犬等	百八十日	十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間	2 前項本文の場合において、当該検疫に係る犬等を係留すべき動物検疫所の係留場所は、家畜防疫官がその犬等を輸入又は輸出しようとする者に、あらかじめ指示するものとする。 3 第一項の係留期間は、狂犬病にかかっている疑いのある犬等及び狂犬病にかかっている犬等若しくは狂犬病にかかっている疑いのある犬等と同居していたため、又はその他の理由により狂犬病にかかるおそれのある犬等については、その疑い又はおそれなくなるまでの期間、これを延長しなければならない。 4 家畜防疫官は、動物検疫所長が、博物館、動物園その他これに類する施設において展示される犬等であつて、特別な管理を必要とするものにつき動物検疫所以外の場所で検疫を実施しても差し支えないと認めたときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防に必要な管理方法等を指示し、防疫上安全と認めて指定した場所に当該犬等を係留させることができる。 5 家畜防疫官は、動物検疫所長が、係留中の犬等につき災害救助のため必要であることその他の特別な事情があると認めたときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防に必要な管理方法等を指示し、一時的に動物検疫所の敷地外に当該犬等を出させることができる。 （狂犬病発生時の措置） 第五条 法第十条又は第十五条の規定による命令等が行われた場合においてこれらの規定による期間内及び当該期間の満了する日の翌日から三十日の期間内に輸出される犬は、前条第一項の規定にかかわらず、三十一日の期間動物検疫所に係留しなければならない。 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。 （検疫信号） 第六条 外国から入港した船舶で犬等を搭載するものは、入港後直ちに検疫信号を掲げなければならない。 2 前項の信号は、昼間は前掲の頭に別記様式第四号の旗を掲げ、夜間は同所に紅灯一箇その下に白灯二箇を連掲して置かなければならない。 3 第一項の信号は、同項の犬等について第八条第一項の規定による検疫若しくは同条第二項の規定による検査が行われ、当該犬等を搬出し、又は出港するまでは、おろしてはならない。（搬出禁止） 第七条 何人も、第四条第二項又は第四項の規定による家畜防疫官の指示を受けなければ、検疫終了前の犬等を船舶又は飛行場から搬出してはならない。（船舶又は飛行場内の検疫等） 第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内（搭載航空機内を含む。次項において同じ。）で、検疫を行うことができる。 2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検疫のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等（輸入されるものを除く。）又は外国から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。（検疫証明書等） 第九条 家畜防疫官は、検疫が終わったときは、輸入される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の一、輸入される法第二条第一項第二号に掲げる動物（以下「猫等」という。）にあつては別記様式第五号の二、輸出される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の三、輸出される猫等にあつては別記様式第五号の四の証明書を交付しなければならない。
---	-------------	------	--------------------------	---

2 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第二条の申請書の提出をした者又は第三条の申請書の提出した者から、それぞれ証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、当該者が別記様式第二号に記載すべき事項についてのその者の使用に係る電子計算機から入力した事項又は別記様式第三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を、それぞれ動物検疫所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が第二条又は第三条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものとする。				3 第一項の規定による証明書の交付に代えて電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、第二条又は第三条の規定により制規の検疫を終了したことを証明する旨とする。 第十条 家畜防疫官は、その職務を執行する場合には、別記様式第六号によるその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。 附則 （施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置） 第二条 この省令による改正後の犬等の輸出入検疫規則（以下「新規規則」という。）第一条第一項の規定による届出は、その犬等を搭載した船舶又は航空機が平成十二年二月十一日までの間に入港し、又は着陸することとなつていときは、新規規則第一条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規規則別記様式第一号による書面によりしなければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合は、この限りでない。 第三条 この省令の施行の際、現にこの省令による改正前の犬の輸出入検疫規則の規定により検疫を行っている犬については、なお従前の例による。 第四条 平成十二年六月三十日までの間に入港し、又は着陸した船舶又は航空機に搭載された猫等についての新規規則第四条第一項の規定の適用については、同項の表の輸入の項の犬等の区分の欄の四中「指定地域以外の地域から直接輸入される犬等で、輸出国政府機関が、当該犬等が狂犬病にかかつていず、又は狂犬病にかかつていいる疑いがない旨、狂犬病に感染するおそれのある動物の侵入を防止することができ施設として輸出国政府機関が指定した農林水産大臣に通知したものである」とある旨、又はその生産以来隔離されていた旨及び過去六箇月間当該施設への犬等の導入が行われておらず、かつ、当該施設に過去六箇月間狂犬病の発生がなかった旨」とあるのは「指定地域以外の地域から直接輸入される猫等で、輸出国政府機関が、当該猫等が狂犬病にかかつていず、又はかかつていいる疑いがない旨」とする。 第五条 この省令による改正前の犬の輸出入検疫規則第八条の規定により交付された家畜防疫官の身分を示す証票であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、新規規則別記様式第六号によるものとみなす。（係留期間の特例） 第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン、ノルウェー（スヴァールバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。 一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。
---	--	--	--	--

二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

附 則（平成十五年三月二十八日農林水産省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月六日農林水産省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年十一月六日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にこの省令による改正前の犬等の輸出入検査規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定により行われた届出であつて、当該届出に係る犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなっている日が施行日以後のものは、施行日以後は、この省令による改正後の犬等の輸出入検査規則（以下「新規則」という。）第一条第一項の規定により行われた届出とみなす。

第三条 この省令の施行の際、現に旧規則の規定により検査を行っている犬等の検査については、なお従前の例による。

第四条 平成十七年六月六日までの間に入港し、又は着陸する船舶又は航空機に搭載される犬等のうち、指定地域から輸入される犬等、輸出の際生産の日から十箇月を経過していることを証明する輸出国政府機関の発行する証明書が添付されている犬又は猫、輸出国政府機関の発行する証明書により平成十七年六月六日までの間に生産の日から十箇月を経過することが確認され、かつ、本邦に輸出された後生産の日から十箇月を経過する日までの間動物検査所に係留されている犬又は猫及び試験研究用の犬又は猫についての新規則第四条第一項及び同条第四項の規定の適用については、なお従前の例によることである。

附 則（平成一九年一〇月三十一日農林水産省令第八四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の犬等の輸出入検査規則別記様式第六号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の犬等の輸出入検査規則別記様式第六号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六五号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則（平成二二年四月六日農林水産省令第三三三号）

この省令は、平成二十二年四月十五日から施行する。

附 則（平成二三年二月二七日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月二〇日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年二月一六日農林水産省令第四七号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年二月一日農林水産省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

[illegible]

その検査等となるべき事実 (Other useful information)					
生物 Name of animal (s)					
検体採取の方法 (マイクロチップ等) How for identification (e.g. microchip)		検体識別番号/マーク Identification number/Mark			
検体の識別方法 (マイクロチップ等) Method of identification (e.g. microchip)		検体の位置 Location of identification		マイクロチップ(リボンの位置) Type of microchip (e.g. at)	
品種 Breed		毛色 Color			
胎児 Fetus		輸卵管型 (着床又は埋没部) ovary or band figure			
体重 Weight	cm	身長 Height	cm	体重 Weight	kg
(工場) (製造場所)の特定状況 State and address of the factory in which the animal (s) were kept					
出生地 (畜舎及び産所) Nurse and birth site of destination					
過去に本邦への移住履歴及びその年月日 Constitute visited in the past 1 month and the date of visits					
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 (year/month/day)	有効期限 (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Means of product and manufacturer	
狂犬病 Rabies					
狂犬病抗体検査 Rabies antibody test	結果日 Date of blood sampling (year/month/day)	検体部位 Antibody site	陽性		
採血機関及び場所 Nurse and site one of the designated laboratory					
その他検査の有無 Other vaccination	接種年月日 (year/month/day)	有効期限 (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Means of product and manufacturer	
備考 Remarks					

動物の輸入検査申請書 APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF ANIMALS UNDER THE PARASITIC INFESTATION LAW 動物の輸入検査申請書 APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF ANIMALS UNDER THE PARASITIC INFESTATION LAW			
年 月 日 Year Month Day		輸出国名及び都府県名 Name of country (送人の場合には、その送附先及び国名を記入する) In case of consignment, name of destination country and prefecture	
動物の種類及び品名 The kind and name of animal Consignment Service 下の動物の輸入検査を申請いたします。 I hereby apply for inspection of consignment of the undermentioned animal. (a)			
品出受検番号 Approval No.			
動物の個体 Specimen of animal (a)		頭数 Quantity	
品名 Name of animal (a)			
検体採取方法(マイクロチップ等) Method of identification (e.g. microchip)		識別番号等/マーク Identification number/Mark	
検体番号 Name of identification (yoshizuka/kyō)		検体の種類 Type of microscope (Gentle)	
性別 Sex		毛色 Color	
産地 Place of birth		用途 Use	
生年月日 (年齢) Date of birth (Age)		仕組国名 Country of origin	
身長 Length	体重 Weight		
cm	cm	kg	
産地年月及び産地名 Date and place of embarkation		産地船名(貨物名) Name of vessel. (If freight No.)	
産地年月及び産地名 Date and place of arrival			
送人(送附先)氏名 Name and address of consignor			
送人(受取先)氏名 Name and address of consignee			
住所(検体採取所名及び住所) Name and address of the facility in which the animal (a) was/were kept			
住所(検体受取所名及び住所) Name and address of destination			
送付に当たっての期間及びその末日 Courses valid at the past 12 months and the date of expiry			

注意 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

注意 用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

様式第四号（第六条関係）

[illegible]

注意 用紙の寸法は、日本標準規格A 4とすること。

様式第五号の一（第九条関係）（令2農水令83・全改）

[illegible]

注意 扇形の大きさは、半径が扇形の長さAとすること

様式第五号の二（第九条関係）（令2農水令83・全改）

[illegible]

社説 日経の「金」大行 日本企業国際競争力向上に大いに

様式第五号の三（第九条関係）（平18農水令75・金融、令元農水令10・令2 農水令83・一部改正）

日本国農林水産省
大の輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR DOG
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No.
発付年月日
Date of issue

申請者住所氏名
Name and address of applicant
氏名 Name (法人の場合は、その名称)
住所 Address (及び代表者の住所氏名)

下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。
This is to certify that unaccompanied dog has been duly inspected under the Rabies Prevention Law.

動物 Breed of dog	性別 Sex			
品種 Breed	毛色 Color			
性別 Sex	用途 Use			
発付年月日(年)月 Date of birth (year/month)	生付国名 Country of birth			
検疫年月日及び検疫場 Date and place of examination	検疫場名(国名) 名 Name of inspection (right No.)			
運送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
検疫結果 Result of inspection				
動物検疫方法 (マイクロチップ等) (Name for identification, etc.)	動物検疫番号/マーク (Identification number/Mark)			
検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	検疫所 Location of examination	マイクロチップ(リーダー)の検疫 Type of microchip (reader)		
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	検疫年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病予防検査 Rabies vaccination	検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	検疫結果 Result of examination	検疫場名 Name of inspection	検疫場 Inspection
検疫結果 Result of examination	検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				



農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
検疫官
Animal Quarantine Officer
氏名
Signature

提出しとすること。
提出しとすること。

様式第五号の四（第九条関係）（平18農水令75・金融、令元農水令10・令2 農水令83・一部改正）

日本国農林水産省
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR ANIMALS
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No.
発付年月日
Date of issue

申請者住所氏名
Name and address of applicant
氏名 Name (法人の場合は、その名称)
住所 Address (及び代表者の住所氏名)

下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。
This is to certify that unaccompanied animal has been duly inspected under the Rabies Prevention Law.

動物の種類 Species of animal	種別 Category			
動物 Breed of animal	性別 Sex			
品種 Breed	毛色 Color			
性別 Sex	用途 Use			
発付年月日(年)月 Date of birth (year/month)	生付国名 Country of birth			
検疫年月日及び検疫場 Date and place of examination	検疫場名(国名) 名 Name of inspection (right No.)			
運送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
検疫結果 Result of inspection				
動物検疫方法 (マイクロチップ等) (Name for identification, etc.)	動物検疫番号/マーク (Identification number/Mark)			
検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	検疫所 Location of examination	マイクロチップ(リーダー)の検疫 Type of microchip (reader)		
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	検疫年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病予防検査 Rabies vaccination	検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	検疫結果 Result of examination	検疫場名 Name of inspection	検疫場 Inspection
検疫結果 Result of examination	検疫年月日 Date of examination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防接種の種類 Kind of vaccine	予防接種の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				



農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
検疫官
Animal Quarantine Officer
氏名
Signature

提出しとすること。
提出しとすること。

様式第六号（第十条関係）

厚紙白根
綴りメー
スリメー
スリメー

第五版六号（第十次頒佈）（附2刷永9835・5035）

字
真

家畜防疫官証票

交付年月日

生氏宿
年
月
日名願

文書番号

[illegible]